

## 仙台市保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 事業概要

## 1. 定期的な預かり

- ・対象児童 市内に居住する幼稚園・保育施設等を利用していない乳幼児
  - ※1日あたり8時間程度の預かりかつ事業実施期間を通しての利用を原則とする。
- ・預かり形態 余裕活用型一時預かりまたは一般型一時預かり
- ・受入枠の数 令和5年6月1日時点での空き枠見込みを限度に設定
  - ※一般型一時預かりの場合、人員配置および面積基準によって算出される受け入れ可能人数を上限に設定する。
  - ※余裕活用型一時預かりの場合、受け入れ可能人数―入所人数を上限に設定する。
  - ※委託契約時に提案通りの受け入れ可能枠が確保されていることを担保する観点から、事業者選定期間中は、提供された受け入れ枠に他の児童を入所させられない。
  - ※業務委託後、受け入れ枠を増やすことは可能だが、減らすことは認められない。
  - ※委託後、受け入れ枠としていた部分に利用者が現れなかったとしても、当該枠をモデル事業利用児童以外の児童に提供することは認められない。
- ・預かり頻度 週1～2日
  - ※多くの方の利用のため、モデル事業枠でこれ以上の利用は行わない。
- ・預かり時間 月曜日～土曜日の概ね7:30～18:00
  - ※土曜日の実施の有無については、委託先施設によって異なる。
- ・利用料 1日あたり3歳未満児 1,000円、3歳以上児 500円
  - ※生活保護世帯および市町村民税非課税世帯は無料とする。
  - ※委託先施設において食費の実費負担は徴収するが、食費以外の保育材料費については本事業の委託料で賄うこととし、利用者負担は求めないこととする。

## 2. 利用児童および保護者に対する支援

定期的な預かりを利用する児童について、集団における育ちに着目した支援計画を月ごとに作成し、日々の保育状況を記録する。

利用児童の保護者に対しては、月ごとに作成する支援計画に則り、月1回程度の定期的な面談を実施し、子育てに関する助言等を行う。

## 3. 要支援家庭に係る情報提供

定期的な預かりを行うなかで、要支援児童（※）を発見した場合は、当該児童の居住する区の家庭健康課に情報提供を行う。また、単なる情報提供を行うにとどまらず、当該児童の保育および保護者との面接対応に際して、各区家庭健康課と連携して対応を行う。

※要支援児童…保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって、要保護児童に当たらない児童のことをいう。具体的には、育児不安を有する親の下で監護されている子どもや養育に関する知識が不十分のため不適切な養育環境に置かれている子どもなどをいう。

#### 4. 人員配置・設備基準

「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日付 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号通知）」に定める基準を遵守すること。

#### 5. 利用者募集・決定

利用者募集は本市ホームページで行うほか、必要に応じてモデル事業実施施設においても周知を行い、利用申請はモデル事業実施施設に直接提出するものとする。

利用者調整の手法は、委託先施設において抽選によるものとする。2 番目以降の抽選に際しては、それ以前の抽選により、既に埋まってしまった部分以外の利用枠を希望している者を対象として実施し、順次利用可能枠に希望者を当てはめることとする。

これにより全ての利用可能枠に利用希望者を割り振ったうえで、これらの者に対して面接を行い、最終的な利用内定者を決定する。

なお、抽選に際しては、まず、利用料が無料となる世帯（生活保護世帯・市町村民税非課税世帯）のみを対象に上記の抽選および利用日の調整を行い、それでもなお枠が余る場合に、それ以外の世帯について上記を行う。

また、委託先施設においては、医療的ケアを要する等の理由により、集団保育が著しく困難と認められる場合を除き、面接の段階で利用を拒むことができないものとするが、やむを得ず利用を断らざるを得ない者がいる場合には、当該対象者に割り振られていた枠を空け、その部分に対して更に抽選を行ったうえで面接の対象となる者を決定する。

##### ・利用者調整のイメージ

① 1 人目（A さん）の利用希望 月曜・水曜

→ 1 人目なので希望通りに枠を割り当て

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
利用者	A さん		A さん			

② 2 人目（B さん）の利用希望 火曜・木曜

→ ①の結果、月曜と水曜は希望者を割り当てたので、なお空いている火曜・木曜・金曜・土曜のいずれかを希望している者を対象に抽選を実施する。

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
利用者	A さん	B さん	A さん	B さん		

上記のような調整を順次行っていき、すべての枠が埋まる又は利用希望者がいなくなるのどちらかとなり次第調整終了とする。

##### ○初回調整

6 月上旬を目途に利用者申し込みに関してアナウンスする。7 月上旬までの 1 か月間を募集期間とすうえで、7 月上旬から 7 月末までの間で施設において利用者選定（抽選）を実施する。

上記の手法により面接対象者を決定したのちは、委託先施設において面接を行ったうえで、8月1日より預かり開始とする。

### ○初回調整以降の調整

①利用者が利用中断の意向を示した又は②連絡なく利用が中断し、その状態が最終利用日から起算して1か月続いた場合は新たな利用者調整を行う。なお、②の条件は利用申請書に記載する。

①の場合は最終利用日、②の場合は最終利用日から起算して1か月が経過した日（以下、再調整起算日）がN月月初～N月15日の場合は、N月月末までに利用申請があったもの（初回調整で利用に至らなかった者も含む）を対象に再度抽選および利用日調整を行い、新たな利用者を決定する。

また、再調整起算日がN月15日からN月末までのものについては、N+1月の15日までに利用申請があったもの（初回調整で利用に至らなかった者も含む）を対象に再度抽選および利用日調整を行い、新たな利用者を決定する。

なお、この場合の利用開始日は、利用内定者と委託先施設との間で協議するものとし、特定の利用開始日は定めないものとする。

※初回募集で受け入れ枠の全てが埋まりきらなかった場合は、再調整起算日を8/1としたうえで、順次上記の期間分けにより利用者調整を行う。

※利用希望者向けには、他の利用者のモデル事業利用が中断した場合、最終利用日に応じて随時新たな利用者の調整を行うため、利用の希望がある方は利用希望施設に利用申請書の提出をしておいていただくよう周知する。

※来年度の事業実施については、国の動向等により決定するが、仮に事業を継続となった場合、今年度モデル事業を利用した方は、来年度の利用対象とはならない。

## 6. 委託料

事業者による提案額と国において定める年間延べ利用人数に対応する基準額のいずれか低い方

※公募型プロポーザルにおける提案額は、モデル事業利用者から徴収する利用料等は控除しないこととして積算する。

## 7. 実績報告等

モデル事業実施施設は、毎月10日までに前月分の預かり実績、支援計画に基づく預かり記録および面談結果を含めた実施状況報告書を提出するとともに、事業終了時には事業を実施したことによる効果および発見された課題等についてまとめたうえで実績報告書の提出を行う。

3月分の実施状況報告書および実績報告書は令和6年3月31日までに提出することを原則とするが、効果検証に係る検討会の開催時期を勘案し、別途指定する可能性がある。

また、効果検証に係る検討会（2回を予定）の開催に際して、本市の求めに応じて出席し、事業効果および課題について情報提供を行う。